

宅地造成等規制法の許可等の 申請手数料が変わります

宅地造成等規制法の許可等の申請手数料が改定されます

最近の社会経済情勢等により負担の均衡を図ることを考慮して、京都府における公の施設等の使用料等の手数料の額が改定されました。

(「京都府手数料徴収条例」の一部改正)

**令和元年10月1日に受付をする申請から
改定後の手数料が適用されます**

※ 改定後の手数料の額は、裏面のとおりとなる予定です。現時点では確定していませんが、この手数料の額で改定することで進めておりますので御承知願います。

詳しくは、京都府の土木事務所建築住宅室に
お問い合わせください。

宅地造成に関する工事の許可申請等手数料（改定後。金額は予定）

令和元年10月1日施行予定

手数料名	事 項		手数料の額 (単位：円)
	切土又は盛土をする土地の面積（造成面積）		
宅地造成に関する工事の許可	500㎡以内		12,240
	500㎡を超え	1,000㎡以内	21,420
	1,000㎡を超え	2,000㎡以内	31,620
	2,000㎡を超え	5,000㎡以内	47,940
	5,000㎡を超え	10,000㎡以内	68,340
	10,000㎡を超え	20,000㎡以内	112,200
	20,000㎡を超え	40,000㎡以内	173,400
	40,000㎡を超え	70,000㎡以内	255,000
	70,000㎡を超え	100,000㎡以内	346,800
	100,000㎡を超えるもの		428,400
宅地造成に関する工事の変更許可	ア 宅地造成に関する工事の設計変更		(当初手数料) × 1/10 [※]
	イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更		(減少后面積の手数料) × 1/10 [※]
	ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合	増加部分面積の手数料
		当初区域の工事の設計変更がある場合	(当初手数料) × 1/10 [※] + 増加部分面積の手数料 (合計額が428,400円を超える場合は428,400円)
	エ 規則第26条及び細則第7条第2項で定める変更以外の変更		10,200
証 明	施行規則第30条証明		400

※ 1円単位の額は切捨て